

# 議案第58号

## 鳥取県税条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

（鳥取県税条例の一部改正）

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

改 正 後

(災害等による期限の延長をした県税に係る延滞金の免除)

第11条 第7条第1項及び第2項の規定により県税の納付又は納入に関する期限を延長した場合並びに法第20条の5の2第2項の規定により総務大臣が県税の納付又は納入に関する期限を延長した場合には、その県税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 略

2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年ま

改 正 前

(災害等による期限の延長をした県税に係る延滞金の免除)

第11条 第7条第1項及び第2項の規定により県税の納付又は納入に関する期限を延長した場合には、その県税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

(住宅借入金等特別控除)

第24条の3 略

2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年ま

での各年である場合に限る。)において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この条において「特例控除対象寄附金」という。))を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合は、当該

での各年である場合に限る。)において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除)

第24条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額)に同条第2項(法附則第5条の5第1項又は附則第5

100分の4に相当する金額に同条第11項（法附則第5条の5第1項又は附則第5条の6第1項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、法附則第7条の2第2項（法附則第7条の3第1項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

3・4 略

条の6第1項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第24条及び第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 所得割の納税義務者が前年中に法第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、法附則第7条の2第2項（法附則第7条の3第1項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する申告特例控除額を当該納税義務者の前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

3・4 略

(法人の県民税均等割の減免)

第41条の3 知事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人その他の法人で規則で定めるものうち、収益事業を行わないものに対しては、規則で定めるところにより、法人の県民税の均等割を減免することができる。

2・3 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第107条 法附則第11条の4第1項の規定の適用を受けようとする事業主は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する助成金の支給を受けたことを証明する書類及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を同項の施行令で定める事業所の事業の用に供したこと

(法人の県民税均等割の減免)

第41条の3 知事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人その他の法人で規則で定めるものうち、収益事業を行わないものに対しては、法人の県民税の均等割を減免することができる。

2・3 略

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第107条 法附則第11条の4第1項の規定の適用を受けようとする事業主は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるもの（以下この条及び次条において「助成金等」という。）の支給を受けたことを証明する書類及

を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 支給を受けた助成金の額及び支給を受けた年月日

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第108条 法附則第11条の4第2項において準用する法第73条の25

第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金の支給を受けたことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 支給を受ける助成金の予定金額及び支給を受ける予定年月日

び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を同項の施行令で定める事業所の事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 支給を受けた助成金等の額及び支給を受けた年月日

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第108条 法附則第11条の4第2項の規定による徴収猶予の適用を

受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金等の支給を受けたことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 支給を受ける助成金等の予定金額及び支給を受ける予定年月日

2 法附則第11条の4第2項において準用する法第73条の27第1項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第110条 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の27第1項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする宅地建物

2 法附則第11条の4第2項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第110条 法附則第11条の4第5項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2 法附則第11条の4第5項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得税の年度

取引業者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の25

第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の27第1

項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1

及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第112条 法附則第11条の4第7項の規定による徴収猶予の適用を

受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 法附則第11条の4第7項の規定による不動産取得税の還付を

受けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申

項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2 法附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車で初

請書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2 法附則第12条の2の2第2項に掲げる自動車で初めて新規登

めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項各号に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項各号に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

（自動車税の税率）

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）次号から第5号までに掲げる自動車税以外の自動車税

次の表の通常税率の欄に定める額

（2）ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用い

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

（自動車税の税率）

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）次号から第7号までに掲げる自動車税以外の自動車税

次の表の通常税率の欄に定める額

（2）ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用い

る自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下この条において「天然ガス自動車等」という。）を除く。）に係る平成31年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る平成31年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

る自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下「天然ガス自動車等」という。）を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同項各号に掲げる自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税  
次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項に規定する自動車で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同条第3項に規定する自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの

ものに係る平成29年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車（同条第3項に掲げる自動車を除く。）で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成29年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

(6) 法附則第12条の3第5項に掲げる自動車で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同項に規定する自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(7) 法附則第12条の3第6項に規定する自動車（同条第5項に掲げる自動車を除く。）で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同条第6項に規定する自動車（同条第

間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車  
税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

略

2 前項の表(2)アの a から m まで及び(2)イの a から m までに  
掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る  
自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1  
年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税に  
あつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は  
第3号に掲げる自動車税にあつては同表の重課税率の欄に定め  
る額を、同項第4号に掲げる自動車税にあつては同表の最大軽  
課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあつ  
ては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した  
額とする。

略

5項に掲げる自動車を除く。) で平成30年4月1日から平成  
31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平  
成31年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める  
額

略

2 前項の表(2)アの a から i まで及び(2)イの a から i までに  
掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る  
自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1  
年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税に  
あつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は  
第3号に掲げる自動車税にあつては同表の重課税率の欄に定め  
る額を、同項第4号又は第6号に掲げる自動車税にあつては同  
表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号又は第7号に  
掲げる自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額  
を、それぞれ加算した額とする。

略

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後   |          |    |    | 改 正 前   |          |    |    |
|---|----------|----|----|---|----------|----|----|
| (法人の事業税の税率)   |          |    |    | (法人の事業税の税率)   |          |    |    |
| 第58条 略  |          |    |    | 第58条 略  |          |    |    |
| 2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。 |          |    |    | 2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。 |          |    |    |
| 事業  | 法人       | 金額 | 税率 | 事業  | 法人       | 金額 | 税率 |
| (1) (2)   | 外形標準課税対象 | 略  |    | (1) (2)   | 外形標準課税対象 | 略  |    |

|                     |  |   |                 |
|---------------------|--|---|-----------------|
| に掲げる<br>事業以外<br>の事業 | 法人（受託法人<br>（法第72条の2の<br>2第3項に規定す<br>る受託法人をい<br>う。以下この条に<br>おいて同じ。）を<br>除く。次項におい<br>て同じ。） | 各事業年度の所得<br>のうち年400万円<br>以下の金額              | <u>100分の0.4</u> |
|                     |  | 各事業年度の所得<br>のうち年400万円<br>を超え年800万円<br>以下の金額 | <u>100分の0.7</u> |
|                     | 特別法人   | 各事業年度の所得<br>のうち年800万円<br>を超える金額             | <u>100分の1</u>   |
|                     |  | 各事業年度の所得<br>のうち年400万円<br>以下の金額              | <u>100分の3.5</u> |
|                     |  | 各事業年度の所得<br>のうち年400万円<br>を超える金額             | <u>100分の4.9</u> |

|                     |  |   |                 |
|---------------------|--|---|-----------------|
| に掲げる<br>事業以外<br>の事業 | 法人（受託法人<br>（法第72条の2の<br>2第3項に規定す<br>る受託法人をい<br>う。以下この条及<br><u>び次条</u> において同<br>じ。）を除く。次<br>項において同<br>じ。） | 各事業年度の所得<br>のうち年400万円<br>以下の金額              | <u>100分の1.9</u> |
|                     |  | 各事業年度の所得<br>のうち年400万円<br>を超え年800万円<br>以下の金額 | <u>100分の2.7</u> |
|                     | 特別法人   | 各事業年度の所得<br>のうち年800万円<br>を超える金額             | <u>100分の3.6</u> |
|                     |  | 各事業年度の所得<br>のうち年400万円<br>以下の金額              | <u>100分の5</u>   |
|                     |  | 各事業年度の所得<br>のうち年400万円<br>を超える金額             | <u>100分の6.6</u> |

|                                      |                       |                                 |                 |
|--------------------------------------|-----------------------|---------------------------------|-----------------|
|                                      | その他の法人                | 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額          | <u>100分の3.5</u> |
|                                      |                       | 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 | <u>100分の5.3</u> |
|                                      |                       | 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額         | <u>100分の7</u>   |
| (2) 電気<br>供給業、<br>ガス供給<br>業及び保<br>険業 | 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 | 各事業年度の収入金額                      | <u>100分の1</u>   |

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて

|                                      |                       |                                 |                 |
|--------------------------------------|-----------------------|---------------------------------|-----------------|
|                                      | その他の法人                | 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額          | <u>100分の5</u>   |
|                                      |                       | 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 | <u>100分の7.3</u> |
|                                      |                       | 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額         | <u>100分の9.6</u> |
| (2) 電気<br>供給業、<br>ガス供給<br>業及び保<br>険業 | 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 | 各事業年度の収入金額                      | <u>100分の1.3</u> |

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて

事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあつては、その合計額）とする。

| 法人         | 金額       | 税率              |
|------------|----------|-----------------|
| 外形標準課税対象法人 | 略        |                 |
| 象法人        | 各事業年度の所得 | <u>100分の1</u>   |
| 特別法人       | 各事業年度の所得 | <u>100分の4.9</u> |
| その他の法人     | 各事業年度の所得 | <u>100分の7</u>   |

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額（外形標準課税対象法人にあつては、合計額）とする。

| 法人         | 金額       | 税率              |
|------------|----------|-----------------|
| 外形標準課税対象法人 | 略        |                 |
| 象法人        | 各事業年度の所得 | <u>100分の3.6</u> |
| 特別法人       | 各事業年度の所得 | <u>100分の6.6</u> |
| その他の法人     | 各事業年度の所得 | <u>100分の9.6</u> |

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

| 事業                   | 金額                             | 税率              |
|----------------------|--------------------------------|-----------------|
| (1) (2)に掲げる事業以外の事業   | 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額         | <u>100分の3.5</u> |
|                      | 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額 | <u>100分の4.9</u> |
|                      | 各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額         | <u>100分の5.7</u> |
| (2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 | 各事業年度の収入金額                     | <u>100分の1</u>   |

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の

| 事業                   | 金額                             | 税率              |
|----------------------|--------------------------------|-----------------|
| (1) (2)に掲げる事業以外の事業   | 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額         | <u>100分の5</u>   |
|                      | 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額 | <u>100分の6.6</u> |
|                      | 各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額         | <u>100分の7.9</u> |
| (2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 | 各事業年度の収入金額                     | <u>100分の1.3</u> |

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの及び受託法人であるものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の

税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

| 金額                     | 税率              |
|------------------------|-----------------|
| 各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額  | <u>100分の4.9</u> |
| 各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額 | <u>100分の5.7</u> |

(自動車税の非課税)

第136条 略

(環境性能割の非課税)

第136条の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号

イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、第135

税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

| 金額                     | 税率              |
|------------------------|-----------------|
| 各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額  | <u>100分の6.6</u> |
| 各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額 | <u>100分の7.9</u> |

(自動車税の非課税)

第136条 略

条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

2 法第157条第1項第1号ロ（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（第137条の6第2項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第137条の4 略

（環境性能割の課税標準の特例）

第137条の4の2 法附則第12条の2の13の規定の適用を受ける環境性能割の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

（環境性能割の課税標準）

第137条の4 略

(環境性能割の税率の特例)

第137条の6 略

2 自家用の乗用車に対する前条第2項及び第3項の規定の適用  
については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われた  
ときに限り、前条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の  
1」と、前条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」  
とする。

第139条 平成31年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用  
乗用車等であって、鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平  
成28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県  
税条例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1  
項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同  
日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方  
税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2  
条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関す

(環境性能割の税率の特例)

第137条の6 略

第139条 削除

る法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定に  
より旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含  
む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に  
規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用  
に供されたことがある自家用乗用車等であって平成31年10月1  
日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の  
税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、  
次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定  
める額とする。

(1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の  
表の通常税率の欄に定める額

(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同  
項第5号に規定する石油ガス自動車で平成20年3月31日まで  
に最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除  
く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を  
経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重

課税率の欄に定める額

(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日から同年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成30年

4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日から同年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

| 自家用乗用車等     |                             | 通常<br>税率    | 重課<br>税率    | 最大<br>軽課<br>税率 | 最小<br>軽課<br>税率 |
|-------------|-----------------------------|-------------|-------------|----------------|----------------|
| (1) 乗<br>用車 | ア 総排気量が1リットル以下のもの           | 29,500<br>円 | 33,900<br>円 | 7,500<br>円     | 15,000<br>円    |
|             | イ 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 34,500<br>円 | 39,600<br>円 | 9,000<br>円     | 17,500<br>円    |
|             | ウ 総排気量が1.5リットル以下のもの         | 39,500<br>円 | 45,400<br>円 | 10,000<br>円    | 20,000<br>円    |

|                             |         |         |         |         |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|
| トルを超え2リットル以下のもの             | 円       | 円       | 円       | 円       |
| エ 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 45,000円 | 51,700円 | 11,500円 | 22,500円 |
| オ 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 51,000円 | 58,600円 | 13,000円 | 25,500円 |
| カ 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | 58,000円 | 66,700円 | 14,500円 | 29,000円 |
| キ 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 66,500円 | 76,400円 | 17,000円 | 33,500円 |
| ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | 76,500円 | 87,900円 | 19,500円 | 38,500円 |

|     |                             |                      |                      |                      |                      |
|-----|-----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|     | ル以下のもの                      |                      |                      |                      |                      |
|     | ケ 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 88,000<br>円          | 101,200<br>円         | 22,000<br>円          | 44,000<br>円          |
|     | コ 総排気量が6リットルを超えるもの          | 111,000<br>円         | 127,600<br>円         | 28,000<br>円          | 55,500<br>円          |
|     | サ 電気自動車又は水素自動車              | 29,500<br>円          |                      | 7,500<br>円           | 15,000<br>円          |
| (2) | 教習車（乗用車に類するもの）              | (1)<br>に定<br>める<br>額 | (1)<br>に定<br>める<br>額 | (1)<br>に定<br>める<br>額 | (1)<br>に定<br>める<br>額 |
| (3) | キャンピング車                     |                      |                      |                      |                      |
|     | ア 総排気量が1リットル以下のもの           | 23,600<br>円          | 27,100<br>円          | 6,000<br>円           | 12,000<br>円          |
|     | イ 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 27,600<br>円          | 31,700<br>円          | 7,000<br>円           | 14,000<br>円          |

|                             |             |             |             |             |
|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ル以下のもの                      |             |             |             |             |
| ウ 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | 31,600<br>円 | 36,300<br>円 | 8,000<br>円  | 16,000<br>円 |
| エ 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 36,000<br>円 | 41,400<br>円 | 9,000<br>円  | 18,000<br>円 |
| オ 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 40,800<br>円 | 46,900<br>円 | 10,500<br>円 | 20,500<br>円 |
| カ 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | 46,400<br>円 | 53,300<br>円 | 12,000<br>円 | 23,500<br>円 |
| キ 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 53,200<br>円 | 61,100<br>円 | 13,500<br>円 | 27,000<br>円 |

|                             |             |              |             |             |
|-----------------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| ク 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | 61,200<br>円 | 70,300<br>円  | 15,500<br>円 | 31,000<br>円 |
| ケ 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 70,400<br>円 | 80,900<br>円  | 18,000<br>円 | 35,500<br>円 |
| コ 総排気量が6リットルを超えるもの          | 88,800<br>円 | 102,100<br>円 | 22,500<br>円 | 44,500<br>円 |
| サ 電気自動車又は水素自動車              | 23,600<br>円 |              | 6,000<br>円  | 12,000<br>円 |

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

|             |             |
|-------------|-------------|
| 改<br>正<br>後 | 改<br>正<br>前 |
|             |             |

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(4) 法附則第12条の3第2項各号(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち自家用乗用車等であって平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成34年度分の種別割及び同項各号(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち自家用乗用車等であって平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成35年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)、法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車で平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に最初の新

(5) 略

略

2 略

第139条 平成31年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含

規登録を受けたものに係る平成33年度分の種別割 次の表の

最大軽減税率の欄に定める額

(5) 略

略

2 略

第139条 平成31年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含

む。)又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって平成31年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

む。)又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって平成31年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)及び法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日から同年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）及び法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日から同年9月30日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割 次

|   |
|---|
| 略 |
|---|

の表の最小軽課税率の欄に定める額

|   |
|---|
| 略 |
|---|

|   |
|---|
| 略 |
|---|

第4条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
|       |       |

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の  
納税義務の免除に関する申告)

第99条 略

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の  
徴収猶予に関する申告等)

第100条 略

(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産  
取得税の納税義務の免除に関する申告)

第99条 略

(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産  
取得税の徴収猶予に関する申告等)

第100条 略

第5条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後          | 改 正 前          |
|----------------|----------------|
| (督促)<br>第12条 略 | (督促)<br>第12条 略 |

2 法第739条の5第1項及び第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を発していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを発しなければならない。

### 3 略

（個人の県民税の賦課徴収）

第32条 個人の県民税の賦課徴収は、法第739条の5の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

（個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法）

第37条 市町村が法第739条の4第2項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める払込書によって指定金融機関等に払い込むものとする。

2 法第48条第1項及び第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を発していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを発しなければならない。

### 3 略

（個人の県民税の賦課徴収）

第32条 個人の県民税の賦課徴収は、法第48条の規定による場合を除くほか、市町村が当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

（個人の県民税に係る徴収金の払込みの方法）

第37条 市町村が法第42条第3項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める払込書によって指定金融機関等に払い込むものとする。

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第134条の5の3及び第134条の11の改正規定、第137条の3の次に13条を加える改正規定のうち第137条の11に係る部分並びに第138条及び第143条の2の改正規定を次のように改める。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の3 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第

1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者

が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運

行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がそ

の運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の

運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該

取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、自動車取

得税を課さない。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 営業用の自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車を除く。)及び同条の軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 法附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車であつて新規登録等(法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(環境性能割の納付の方法)

第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又

は前条の規定により環境性能割を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する収入証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

2 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の

技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規

登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条第2項及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる自動車税以外の自動車税 次の表の通常税率の欄に定める額
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメ

12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車（以下この条及び次条において「天然ガス自動車等」という。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等及び自家用乗用車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

メタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下この条において「天然ガス自動車等」という。）を除く。）に係る平成31年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る平成31年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車(自家用乗  
用車等を除く。)で平成30年4月1日から平成31年3月31日  
までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分  
の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該  
自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限  
る。)、法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成  
31年4月1日(自家用乗用車等にあつては同年10月1日)か  
ら平成32年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたもの  
に係る平成32年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車  
で平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に最初の新  
規登録を受けたものに係る平成33年度分の種別割 次の表の  
最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車(自家用乗  
用車等を除く。)で平成30年4月1日から平成31年3月31日  
までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成31年度分  
の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該

(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で平成29年  
4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受  
けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同項各号に掲げ  
る自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間  
に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税  
次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第3項に規定する自動車で平成29年4  
月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受け  
たものに係る平成30年度分の自動車税及び同条第3項に規定  
する自動車で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの

自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)、法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車で平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成32年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車で平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る平成33年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

| 自動車    |            | 通常<br>税率 | 重課<br>税率 | 最大<br>軽課<br>税率 | 最小<br>軽課<br>税率 |
|--------|------------|----------|----------|----------------|----------------|
| (1) 乗用 | 略          |          |          |                |                |
| 車(3輪イ  | a 総排気量が1   | 25,000   |          | 6,500          | 12,500         |
| の小型自   | リットル以下の    | 円        |          | 円              | 円              |
| 動車であ   | 自          |          |          |                |                |
| るものを   | 家 b 総排気量が1 | 30,500   |          | 8,000          | 15,500         |

間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

| 自動車    |            | 通常<br>税率 | 重課<br>税率 | 最大<br>軽課<br>税率 | 最小<br>軽課<br>税率 |
|--------|------------|----------|----------|----------------|----------------|
| (1) 乗用 | 略          |          |          |                |                |
| 車(3輪イ  | a 総排気量が1   | 29,500   | 33,900   | 7,500          | 15,000         |
| の小型自   | リットル以下の    | 円        | 円        | 円              | 円              |
| 動車であ   | 自          |          |          |                |                |
| るものを   | 家 b 総排気量が1 | 34,500   | 39,600   | 9,000          | 17,500         |

除く。)

| 用 | リットルを超え             | 円             | 円             | 円             |
|---|---------------------|---------------|---------------|---------------|
|   | 1.5リットル以下<br>のもの    |               |               |               |
| c | 総排気量が1.5<br>リットルを超え | <u>36,000</u> | <u>9,000</u>  | <u>18,000</u> |
|   | 2リットル以下<br>のもの      | 円             | 円             | 円             |
| d | 総排気量が2<br>リットルを超え   | <u>43,500</u> | <u>11,000</u> | <u>22,000</u> |
|   | 2.5リットル以下<br>のもの    | 円             | 円             | 円             |
| e | 総排気量が2.5<br>リットルを超え | <u>50,000</u> | <u>12,500</u> | <u>25,000</u> |
|   | 3リットル以下<br>のもの      | 円             | 円             | 円             |
| f | 総排気量が3              | <u>57,000</u> | 14,500        | <u>28,500</u> |

除く。)

| 用 | リットルを超え             | 円             | 円             | 円             | 円             |
|---|---------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|   | 1.5リットル以下<br>のもの    |               |               |               |               |
| c | 総排気量が1.5<br>リットルを超え | <u>39,500</u> | <u>45,400</u> | <u>10,000</u> | <u>20,000</u> |
|   | 2リットル以下<br>のもの      | 円             | 円             | 円             | 円             |
| d | 総排気量が2<br>リットルを超え   | <u>45,000</u> | <u>51,700</u> | <u>11,500</u> | <u>22,500</u> |
|   | 2.5リットル以下<br>のもの    | 円             | 円             | 円             | 円             |
| e | 総排気量が2.5<br>リットルを超え | <u>51,000</u> | <u>58,600</u> | <u>13,000</u> | <u>25,500</u> |
|   | 3リットル以下<br>のもの      | 円             | 円             | 円             | 円             |
| f | 総排気量が3              | <u>58,000</u> | <u>66,700</u> | 14,500        | <u>29,000</u> |

|   |                |  |               |               |
|---|----------------|--|---------------|---------------|
| リットルを超え<br>3.5リットル以下<br>のもの             | 円              |  | 円             | 円             |
| g 総排気量が3.5<br>リットルを超え<br>4リットル以下<br>のもの | <u>65,500</u>  |  | <u>16,500</u> | <u>33,000</u> |
| リットルを超え<br>4リットル以下<br>のもの               | 円              |  | 円             | 円             |
| h 総排気量が4<br>リットルを超え<br>4.5リットル以下<br>のもの | <u>75,500</u>  |  | <u>19,000</u> | <u>38,000</u> |
| リットルを超え<br>4.5リットル以下<br>のもの             | 円              |  | 円             | 円             |
| i 総排気量が4.5<br>リットルを超え<br>6リットル以下<br>のもの | <u>87,000</u>  |  | <u>22,000</u> | <u>43,500</u> |
| リットルを超え<br>6リットル以下<br>のもの               | 円              |  | 円             | 円             |
| j 総排気量が6                                | <u>110,000</u> |  | <u>27,500</u> | <u>55,000</u> |

|   |                |                |               |               |
|---|----------------|----------------|---------------|---------------|
| リットルを超え<br>3.5リットル以下<br>のもの             | 円              | 円              | 円             | 円             |
| g 総排気量が3.5<br>リットルを超え<br>4リットル以下<br>のもの | <u>66,500</u>  | <u>76,400</u>  | <u>17,000</u> | <u>33,500</u> |
| リットルを超え<br>4リットル以下<br>のもの               | 円              | 円              | 円             | 円             |
| h 総排気量が4<br>リットルを超え<br>4.5リットル以下<br>のもの | <u>76,500</u>  | <u>87,900</u>  | <u>19,500</u> | <u>38,500</u> |
| リットルを超え<br>4.5リットル以下<br>のもの             | 円              | 円              | 円             | 円             |
| i 総排気量が4.5<br>リットルを超え<br>6リットル以下<br>のもの | <u>88,000</u>  | <u>101,200</u> | <u>22,000</u> | <u>44,000</u> |
| リットルを超え<br>6リットル以下<br>のもの               | 円              | 円              | 円             | 円             |
| j 総排気量が6                                | <u>111,000</u> | <u>127,600</u> | <u>28,000</u> | <u>55,500</u> |

|   |                  |                    |  |                   |                    |
|---|------------------|--------------------|--|-------------------|--------------------|
|   | リットルを超え<br>るもの   | 円                  |  | 円                 | 円                  |
| k | 電気自動車又<br>は水素自動車 | <u>25,000</u><br>円 |  | <u>6,500</u><br>円 | <u>12,500</u><br>円 |

略

(4) 特種

略

|  |   |         |                     |                       |                       |                       |
|--|---|---------|---------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 用途自動<br>車（3輪<br>の小型自<br>動車であ<br>るものを<br>除く。） | イ | (ア)     | a 乗用車<br>に類する<br>もの | (1)<br>イに<br>定め<br>る額 | (1)<br>イに<br>定め<br>る額 | (1)<br>イに<br>定め<br>る額 |
|  |   | 教習<br>車 | 略                   |                       |                       |                       |
|  |   | 略       | 略                   |                       |                       |                       |

|     |                              |                    |  |                   |                    |
|-----|------------------------------|--------------------|--|-------------------|--------------------|
| (ウ) | a 総排気<br>量が1<br>リットル<br>以下のも | <u>20,000</u><br>円 |  | <u>5,000</u><br>円 | <u>10,000</u><br>円 |
|-----|------------------------------|--------------------|--|-------------------|--------------------|

|   |                  |                    |   |                   |                    |
|---|------------------|--------------------|---|-------------------|--------------------|
|   | リットルを超え<br>るもの   | 円                  | 円 | 円                 | 円                  |
| k | 電気自動車又<br>は水素自動車 | <u>29,500</u><br>円 |   | <u>7,500</u><br>円 | <u>15,000</u><br>円 |

略

(4) 特種

略

|  |   |         |                     |                       |                              |                       |                       |
|--|---|---------|---------------------|-----------------------|------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 用途自動<br>車（3輪<br>の小型自<br>動車であ<br>るものを<br>除く。） | イ | (ア)     | a 乗用車<br>に類する<br>もの | (1)<br>イに<br>定め<br>る額 | <u>(1)</u><br>イに<br>定め<br>る額 | (1)<br>イに<br>定め<br>る額 | (1)<br>イに<br>定め<br>る額 |
|  |   | 教習<br>車 | 略                   |                       |                              |                       |                       |
|  |   | 略       | 略                   |                       |                              |                       |                       |

|     |                              |                    |                    |                   |                    |
|-----|------------------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| (ウ) | a 総排気<br>量が1<br>リットル<br>以下のも | <u>23,600</u><br>円 | <u>27,100</u><br>円 | <u>6,000</u><br>円 | <u>12,000</u><br>円 |
|-----|------------------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|

車

の

|       |               |  |              |               |
|-------|---------------|--|--------------|---------------|
| b 総排気 | <u>24,400</u> |  | <u>6,500</u> | <u>12,500</u> |
| 量が1   | 円             |  | 円            | 円             |
| リットル  |               |  |              |               |
| を超え   |               |  |              |               |
| 1.5リッ |               |  |              |               |
| トル以下  |               |  |              |               |
| のもの   |               |  |              |               |
| c 総排気 | <u>28,800</u> |  | <u>7,500</u> | <u>14,500</u> |
| 量が1.5 | 円             |  | 円            | 円             |
| リットル  |               |  |              |               |
| を超え2  |               |  |              |               |
| リットル  |               |  |              |               |
| 以下のも  |               |  |              |               |
| の     |               |  |              |               |
| d 総排気 | <u>34,800</u> |  | 9,000        | <u>17,500</u> |

車

の

|       |               |               |              |               |
|-------|---------------|---------------|--------------|---------------|
| b 総排気 | <u>27,600</u> | <u>31,700</u> | <u>7,000</u> | <u>14,000</u> |
| 量が1   | 円             | 円             | 円            | 円             |
| リットル  |               |               |              |               |
| を超え   |               |               |              |               |
| 1.5リッ |               |               |              |               |
| トル以下  |               |               |              |               |
| のもの   |               |               |              |               |
| c 総排気 | <u>31,600</u> | <u>36,300</u> | <u>8,000</u> | <u>16,000</u> |
| 量が1.5 | 円             | 円             | 円            | 円             |
| リットル  |               |               |              |               |
| を超え2  |               |               |              |               |
| リットル  |               |               |              |               |
| 以下のも  |               |               |              |               |
| の     |               |               |              |               |
| d 総排気 | <u>36,000</u> | <u>41,400</u> | 9,000        | <u>18,000</u> |

|  |               |               |               |
|--|---------------|---------------|---------------|
| 量が2<br>リットル<br>を超え<br>2.5リッ<br>トル以下<br>のもの | 円             | 円             | 円             |
| e 総排気                                      | <u>40,000</u> | <u>10,000</u> | <u>20,000</u> |
| 量が2.5<br>リットル<br>を超え3<br>リットル<br>以下のも<br>の | 円             | 円             | 円             |
| f 総排気                                      | <u>45,600</u> | <u>11,500</u> | <u>23,000</u> |
| 量が3<br>リットル                                | 円             | 円             | 円             |

|  |               |               |               |               |
|--|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 量が2<br>リットル<br>を超え<br>2.5リッ<br>トル以下<br>のもの | 円             | 円             | 円             | 円             |
| e 総排気                                      | <u>40,800</u> | <u>46,900</u> | <u>10,500</u> | <u>20,500</u> |
| 量が2.5<br>リットル<br>を超え3<br>リットル<br>以下のも<br>の | 円             | 円             | 円             | 円             |
| f 総排気                                      | <u>46,400</u> | <u>53,300</u> | <u>12,000</u> | <u>23,500</u> |
| 量が3<br>リットル                                | 円             | 円             | 円             | 円             |

|  |                    |  |             |                    |
|--|--------------------|--|-------------|--------------------|
| を 超 え<br>3.5リッ<br>トル以下<br>のもの                          |                    |  |             |                    |
| g 総排気<br>量が3.5<br>リットル<br>を 超 え 4<br>リットル<br>以下のも<br>の | <u>52,400</u><br>円 |  | 13,500<br>円 | <u>26,500</u><br>円 |
| h 総排気<br>量が 4<br>リットル<br>を 超 え<br>4.5リッ                | <u>60,400</u><br>円 |  | 15,500<br>円 | <u>30,500</u><br>円 |

|  |                    |                    |             |                    |
|--|--------------------|--------------------|-------------|--------------------|
| を 超 え<br>3.5リッ<br>トル以下<br>のもの                          |                    |                    |             |                    |
| g 総排気<br>量が3.5<br>リットル<br>を 超 え 4<br>リットル<br>以下のも<br>の | <u>53,200</u><br>円 | <u>61,100</u><br>円 | 13,500<br>円 | <u>27,000</u><br>円 |
| h 総排気<br>量が 4<br>リットル<br>を 超 え<br>4.5リッ                | <u>61,200</u><br>円 | <u>70,300</u><br>円 | 15,500<br>円 | <u>31,000</u><br>円 |

|   |                    |                    |                    |
|---|--------------------|--------------------|--------------------|
| トル以下<br>のもの   |                    |                    |                    |
| i 総排気<br>量が4.5<br>リットル<br>を超え6<br>リットル<br>以下のも<br>の | <u>69,600</u><br>円 | <u>17,500</u><br>円 | <u>35,000</u><br>円 |
| j 総排気<br>量が6<br>リットル<br>を超える<br>もの                  | <u>88,000</u><br>円 | <u>22,000</u><br>円 | <u>44,000</u><br>円 |
| k 電気自<br>動車又は                                       | <u>20,000</u><br>円 | <u>5,000</u><br>円  | <u>10,000</u><br>円 |

|   |                    |                     |  |
|---|--------------------|---------------------|--|
| トル以下<br>のもの   |                    |                     |  |
| i 総排気<br>量が4.5<br>リットル<br>を超え6<br>リットル<br>以下のも<br>の | <u>70,400</u><br>円 | <u>80,900</u><br>円  | <u>18,000</u><br>円<br><u>35,500</u><br>円 |
| j 総排気<br>量が6<br>リットル<br>を超える<br>もの                  | <u>88,800</u><br>円 | <u>102,100</u><br>円 | <u>22,500</u><br>円<br><u>44,500</u><br>円 |
| k 電気自<br>動車又は                                       | <u>23,600</u><br>円 | <u>6,000</u><br>円   | <u>12,000</u><br>円                       |

|   |  |           |  |  |  |  |
|---|--|-----------|--|--|--|--|
|   |  | 水素自動<br>車 |  |  |  |  |
| 略 |  |           |  |  |  |  |
| 略 |  |           |  |  |  |  |

2 前項の表(2)アの a から m まで及び(2)イの a から m までに掲げる自動車のうち最大乗車定員が 4 人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1 台について 1 年当たり、同項に定める額に、同項第 1 号に掲げる種別割にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる種別割にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第 4 号に掲げる種別割にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第 5 号に掲げる種別割にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

|   |
|---|
| 略 |
|---|

|   |  |           |  |  |  |  |
|---|--|-----------|--|--|--|--|
|   |  | 水素自動<br>車 |  |  |  |  |
| 略 |  |           |  |  |  |  |
| 略 |  |           |  |  |  |  |

2 前項の表(2)アの a から m まで及び(2)イの a から m までに掲げる自動車のうち最大乗車定員が 4 人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1 台について 1 年当たり、同項に定める額に、同項第 1 号に掲げる自動車税にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる自動車税にあつては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第 4 号に掲げる自動車税にあつては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第 5 号に掲げる自動車税にあつては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

|   |
|---|
| 略 |
|---|

(種別割の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付すべき者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。

(自動車税の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付すべき者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の自動車税の徴収方法は、第6条及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該自動車税を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第151条の2の総務省令で定める方法によることができる。

第5条中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）第2条の改正規定を次のように改める。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の方法)

第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割は、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。

2 前項の規定による自動車税の種別割の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中（4月中以後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該種別割の納税義務が発生した月の翌月中）において、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。

3 前項の場合において、自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の方法)

第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税は、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。

2 前項の規定による自動車税の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中（4月中以後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務が発生した月の翌月中）において、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。

3 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p data-bbox="315 587 409 619">附 則</p> <p data-bbox="230 742 383 774">第 7 条 略</p> <p data-bbox="230 818 322 850">2 略</p> <p data-bbox="230 895 1106 1310">3 31年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成31年度分の平成31年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="230 1355 1106 1386">4 <u>31年新条例第137条の2第2項ただし書の規定の適用について</u></p> | <p data-bbox="1220 587 1314 619">附 則</p> <p data-bbox="1126 742 1279 774">第 7 条 略</p> <p data-bbox="1126 818 1218 850">2 略</p> <p data-bbox="1126 895 2002 1078">3 31年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度分以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの自動車税については、なお従前の例による。</p> |

は、31年旧条例第137条の2第1項第1号に該当することにより  
自動車税の減免を受けた者は、当該減免の対象となった自動車  
について、自動車税の種別割の減免を受けたものとみなす。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第7条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| (合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の方法)<br>第2条 略<br>2 前項の規定による自動車税の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中(4月中以後に自動車税 | (合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の方法)<br>第2条 略<br>2 前項の規定による自動車税の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中(4月中以後に自動車税 |

の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務が発生した月の翌月中)において、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。

3 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務が発生した月の翌月中)において、県の発行する第1号様式の証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。

3 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に第2号様式の検印を受けたときに完了するものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるものをを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第8条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を削る。

第9条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>(自動車税の種別割の税率)</p> <p>第3条 自動車税の種別割の税率は、鳥取県税条例第138条及び第139条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> | <p>(自動車税の種別割の税率)</p> <p>第3条 自動車税の種別割の税率は、鳥取県税条例第138条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> |

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県税条例第24条の4の改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条及び第9条並びに附則第3条並びに第6条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日
- (3) 第3条及び附則第6条第4項の規定 平成33年4月1日

(4) 第4条及び附則第4条第2項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成31年法律第 号）

附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(5) 第5条及び次条第4項の規定 平成36年1月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、新条例第24条の4第1項及び第2項の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の4第1項及び第2項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|           |                      |   |
|-----------|----------------------|---|
| 第24条の4第1項 | を支出し、当該特例<br>控除対象寄附金 | 又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）を支出し、これらの寄附金                              |
| 第24条の4第2項 | 特例控除対象寄附金            | 特例控除対象寄附金又は法第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）                            |
|           | 送付                   | 送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第 号）附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の地方税法附則 |

第7条第5項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 第5条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成36年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成35年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第4条の規定による改正後の鳥取県税条例第99条及び第100条の規定は、附則第1条第4号に規定する日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、な

お従前の例による。

- 2 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例第139条の規定は、平成31年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 4 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成34年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成33年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第7条 第198回国会において地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。